



国総建第277号
平成20年 1月31日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等及び
「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1号においては、建設業許可に関する欠格基準として「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が規定されており、許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人を含む。以下同じ。）又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第3条に定める使用人のうちに当該欠格基準に該当する者がいる場合については、建設業の許可を行ってはならず、また、建設業許可を取得した後に建設業者が当該欠格基準に該当した場合には当該建設業者について許可の取消処分を行うことが併せて規定されているところです。

建設業許可の審査事務においては、従来より上記欠格基準への該当の有無について建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第6号による「誓約書」を担保として、その確認を行ってきたところですが、今般、審査の厳正化の観点から、上記欠格基準に関し、新たに法務局等の官公署が証明する書類の添付を義務付けること等をその内容とする規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）が公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

また、国土交通省では、このこと等を踏まえ、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）の一部を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に対して通知したところです。

なお、建設業許可手続き等に係る今回の改正の主な内容については、下記のとおりでありますので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

一 建設業許可申請等に係る添付書類の追加について

「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」に係る審査の厳正化の観点から、法第6条に基づく許可申請書の添付書類として、また、法第11条第1項の規定に基づく法人の役員及び個人の支配人の新任に係る変更の届出及び規則第8条に基づく使用人の変更の届出の添付書類として、次の2種類の書面を新たに追加することとしました（平成20年4月以降の申請等から適用）。

- (1) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいいます。）
- (2) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

二 工事経歴書の様式改正について

従来、2種類の様式が定められていた工事経歴書について、様式の一本化を図るとともに、経営事項審査の改正等を踏まえ、工事経歴書様式について所要の改正を行うこととしました（平成20年4月以降の申請等から適用）。

三 財務諸表様式の改正等について

- (1) 規則別記様式第15号から別記様式第17号の3について、企業会計基準等の変更を踏まえ、所要の改正を行うこととしました（平成18年9月1日以降に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用。ただし、平成20年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができます。）。
- (2) 申請者負担の軽減の観点から、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式第17号の3による附属明細表の提出を免除することとし、建設業許可事務ガイドラインに上記取扱いに関する規定を新たに追加することとしました（平成20年4月1日以降の申請等から適用）。

以上

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の一部改正【平成20年4月1日施行分】に係る新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事経歴書（様式第二号）について</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>② 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。</p> <p>(a) 経営規模等評価の申請を行う者が本表を作成する場合には、完成工事の記載に関しては、次のイ及びロの手順により行うことが必要となる。</p> <p>イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割（当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円）を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に元請工事を記載する。ただし、上記に該当する元請工事に軽微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する</p>	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事経歴書（様式第二号及び様式第二号の二）について</p> <p>① (略)</p> <p>② 許可申請に当たっては、様式第二号又は様式第二号の二のいずれか一方で提出すればよく、両方の提出を求めるものではない。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>建設工事をいう。以下同じ。) が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載する必要はない。</u></p> <p><u>(口 イに該当する元請工事の記載に続けて、総完成工事高の7割(当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円)を超えるところまで、元請工事・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に工事(イにより既に本表に記載を行った元請工事を除く)を本表に記載する。ただし、上記に該当する工事に軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はない。</u></p> <p><u>(b) 経営規模等評価の申請を行わない者が本表を作成する場合には、完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載することとなる。</u></p> <p>③ <u>経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあっては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(記載場所の変更【第11条関係へ】)</p>	<p><u>③ 法第27条の26第3項の規定に基づき経営規模等評価申請書に添付しなければならないとされる様式第二号の二による工事経歴書における「請負代金の額」にあっては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導する。</u></p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 事業報告書について</u></p> <p><u>会社法(平成17年法律第86号)第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。</u></p> <p><u>事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる</u></p>

改正案	現 行
(13) 規則第4条第1項第5号及び第6号に定める証明書について	場合にあっては、当該冊子を届け出ることで足りるものとする。
<p>① 規則第4条第1項第5号に規定する「登記事項証明書」の交付については、法務局及び地方法務局において受けられるものであること。</p>	(新設)
<p>② 規則第4条第1項第5号に規定する「市町村の長の証明書」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。</p>	
<p>③ 上記①及び②の証明書については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。</p>	
(14) 附属明細表（様式第十七号の三）について	(新設)
<p>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする。</p>	
(15) (略)	(13) (略)
3. 提出書類の省略について	3. 提出書類の省略について
<p>更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。</p> <p>(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、更新用の専任技術者証明書（様式第八号（2））のみを提出すればよく、規則第3条第2号各号に掲げる証明書等の提出を要しない。</p> <p>また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書</p>	<p>更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。</p> <p>(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、更新用の専任技術者証明書（様式第八号（2））のみを提出すればよく、規則第3条第2号各号に掲げる証明書等の提出を要しない。</p> <p>また、工事経歴書（様式第二号又は様式第二号の二）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使</p>

改正案	現 行
<p>面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の三）についてもその提出を省略することができる。</p> <p>(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、令第3条に規定する使用人の一覧表（様式十一号）、許可申請者の略歴書（様式第十二号）<u>、</u>令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）<u>並びに規則第5号及び第6号に規定する証明書のみ</u>を提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。</p> <p>ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第2号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。</p> <p>(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。</p> <p>【第11条関係】</p>	<p>用人数を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の三）についてもその提出を省略することができる。</p> <p>(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、令第3条に規定する使用人の一覧表（様式十一号）、許可申請者の略歴書（様式第十二号）<u>及び</u>令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第十三号）のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。</p> <p>ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第2号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。</p> <p>(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号<u>又は様式第二号の二</u>）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。</p>

改正案	現 行
<p>1. (略)</p> <p>2. 変更届出書等の取扱いについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業報告書について</u> <u>会社法(平成17年法律第86号)第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。</u> <u>事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあっては、当該冊子を届け出ることで足りるものとする。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>(記載場所の変更【第5条及び第6条関係より】)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>